

取手市立取手東小学校 学校いじめ防止基本方針(概要)

「取手市の新しい学校教育の3つの取組」

◎チーム指導 ◎教育相談部会システム ◎2学期制

いじめとは

「いじめ防止対策推進法」第2条

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止への基本理念

「いじめはどの子供にも、どの学級や集団にも起こり得るものである」ということ、並びに「いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない」という共通認識のもと、いじめの未然防止、早期発見、早期対応のための取組を行い、安全で安心な学校づくりを推進する。

いじめを許さない学校づくり（未然防止）

☆早期発見・早期対応のための組織

- ・週1回：終会時の情報交換（全職員）
- ・月1回：生徒指導部会（生徒指導部）
- ・月2回：教育相談部会（教育相談部）
- ・随時：豊かな心育成委員会（PTA運営委員会での情報交換）

☆チーム指導

- ・複数の教員による児童の見守り
- ・児童のよさを伸ばす教師の関わり
- ・授業における積極的な生徒指導

☆開発的予防的な生徒指導の取組

- ・特別な教科道徳を柱とした道徳教育の充実
- ・人権教育、体験活動の充実

☆特別活動の充実

- ・縦割班(異年齢交流)での人間関係づくり
- ・いじめゼロ集会の実施
- ・児童の主体的な活動の推進

☆PTAとの連携による情報モラル推進

小さな変化やサインを見逃さない（早期発見）

☆チーム指導

- ・多くの教員の視点で児童を見る体制づくり

☆教育相談部会システム

- ・教育相談部会（月2回）

☆生徒指導部会

- ・生徒指導部会（月1回）

☆学校生活アンケート(毎月1回)及び二者面談(7月、12月)の実施

- ・ハイパーQUテスト
(4・5学年年2回)

☆2学期制

- ・学期児童と向き合う時間の確保

迅速かつ適切な対応（早期対応・早期解消）

疑いが生じた時点で対応

☆いじめの「重大事態」への適切な対応

☆二次的被害への配慮と解消までの支援

☆チーム対応

☆一人一人の悩みや不安に寄り添った丁寧な指導

☆取手市教育総合支援センターとの連携

- ・SSV・SC・SSW・学校連携支援員・子どもと親の相談員

☆関係機関等との連携

相談窓口の周知



- | | |
|---|------------------|
| ◆取手東小学校 | TEL 0297(73)2351 |
| (担任・学年主任・教育相談主任・生徒指導主事・
養護教諭・子どもと親の相談員・スクールカウンセラー) | |
| ◆取手市子育て支援課(家庭児童相談室) | TEL 0297(74)2141 |
| ◆取手市教育総合支援センター | TEL 0297(63)2537 |
| ◆いじめ・体罰解消サポートセンター | TEL 029(823)6770 |
| ◆取手市青少年センター | TEL 0297(72)8080 |
| ◆子どもホットライン(24時間) | TEL 029(221)8181 |
| ◆茨城いのちの電話 | TEL 029(855)1000 |